

野々市市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

野々市市監査委員 小松 靖典

野々市市監査委員 大東 和美

平成 30 年度 財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査）

2 監査の対象団体名、所在地及び所管課名

団体名 公益財団法人 野々市市情報文化振興財団
所在地 野々市市三納一丁目 1 番地
所管課名 野々市市教育文化部 文化課

3 監査の期間

平成 30 年 10 月から平成 31 年 3 月まで
〔実地調査 平成 30 年 11 月 6 日〕

4 監査を執行した監査委員

監査委員 小松 靖典
監査委員 大東 和美

5 監査の範囲

平成 29 年度に執行された事業、会計経理、財産管理等について。

また、平成 29 年度に野々市市から交付された野々市市情報文化振興財団の補助金に係る出納及びその他出納に関連した事務の執行状況並びに市から指定を受け指定管理者として管理を行った施設について。

6 監査の方法

野々市市から出資を受けた団体である公益財団法人野々市市情報文化振興財団の出納その他の事務が、補助金の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、補助金交付に関連して、所管課の団体に対する指導監督が適切に行われているか、公の施設管理に係る事務が適正かを主眼として実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、事前に当該団体の職員及び所管する市職員から説明を受け関係書類及び帳票を確認した。

第 2 監査結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。事業は公益性が高く、事業計画及び補助金交付条件に従って実施され、公益事業として一定の効果が表れている。

また、事務処理については、総じて適正かつ効率的に実施されていると認められた。